

史

林

第二十四卷

第四號

(通卷第九十六號)

昭和十四年十月發行

徳川初期に於ける商業仲間の發生について

福尾 猛市 郎

—

中世の市座に代はるに織豊時代から各地に於いて所謂樂市樂座の機運が著しく擡頭する。樂市樂座は果して全國的
通有の現象として實現されて行つたかといふ事に就いては多くの疑問があり、個別的にこれを反證する事例はいくら
も挙げ得るのである。これを總じて見るに商業に比すれば工人の結合は中世の座の形態がそのまゝ、近世の領主によつ
て保護せられるもの多く、また地方的には裏日本全般に保守的な保護が加へられたり、結合の認められる傾向が強い
と云ひ得よう。是等の詮議の究極する所は、個々の座を捕へてその近世への行方を搜る外ないことゝなるが、夫れに
も拘らず、吾人は織豊時代に於ける樂市樂座の、歴史に占める大きい意義を閑却出来ないのである。それは只單に主
要な若干の大名によつて、その城下町に對し新しい時代精神による宣言が發せられたからといふのみではない。是等

事例の背後には中世から近世への社會及土地制度の變革があり、殊にはそれに伴ふ商工業の組織及び量的の變遷があるからである。以下其の歴史的意義を考察しよう。

戰國時代群雄の自ら行つた大名化及び織田豊臣兩氏の諸政策は彼等の統一主義的傾向として理解されるが、その統一主義は商工業に對しても同様見られるものであつた。當時の商工業はその性質からいつて庄園などの土地問題程には切實でないので、統一主義に關して持つ意義は兎角閑却され易いのであるが、同じ精神をこれに見るべきであると思ふ。元來市や座は土地的支配關係とは無關係なものあり、これは土地制度とは異なる所の商工業の特別な性格の外に普遍的な信仰に營業の基礎を持つて、有力なる社寺を本所と仰いだりした故もあらうと思はれる。されば庄園を打破して土地的統一を行つたからとて、それは直ちに市座の否定を意味するものではなかつた。此處に商工業に對しても統一者として政策の表明さるべき所がある。この時代の一般傾向たる樂市樂座は商工的統一主義に應へるものであつて、市や座がその中世的勢力たる本所に依存する關係を切離し、以て中世的勢力を否定し、大名の政治支配の下に統一し、民衆を保護強化し、これを確保せむとするものである。換言せば樂市樂座には統一主義の中にも二つの面があり、一は大名の勢力に商工業を包攝することであり、他は更に積極的に凡ゆる意味の商工的賦課を免じて人心に迎合し、又はこれを更新して統一を完全にすることである。

なほ且つ「樂」の意義には時代精神として説かれる所の中世的な小我を棄て、大我に就く極めて大まかな精神、いはば自由の精神がある。これ時代の繪畫彫刻等の精神や織豊兩氏の性格等に通するものであり、豪放闊達なる力強さを

持つてゐる。樂の字義は恐らく凡ゆる賦課を免ずるといふことで、市座等の因習を認めず、自由に何人も來れとの意の方が附隨的となつてゐると解せられ、安土城下に對する第一條の掟など殊にさう考へしめるものであるが、言葉の響きとしてはこれ等一切の意義が渾然としてゐる。かつて延曆寺の保護下にあつた近江の多くの市座は、寺の滅亡によつて既に消滅し、或は無力となつてゐたのであるから、部分的に若干の前例があつても安土に於ける樂の宣言は非常に力強い新時代の反響を持つたであらう。さうして其處に生れる新しい關係は勿論無限の自由でなく、封建制度の持つ主従の恩義觀念が大名と町人との間にも見られるといはれる様に、領主によつて統べられる所のものであつたのである。

然らば従前の座に據る商工業者の安堵や保守的な保護を犠牲にすること、即ち市座を解消することは單に時代の新精神乃至統一的傾向として説明が充分であらうか。樂市樂座は何故商工人の保護となり、その要望に副ふものであつたらうか。保守的な座を認めることが反つて一般の要望に應へるものでなかつたか。是れの答は一概に云ひ難く、夫々の場合によつて事情を異にするであらう。樂市樂座が全国的に強行されなかつた所以も此處から考量されるものがある。即ち工人に對しては保守的傳統が多く殘されたことや、地方によつて商業の座の認められるものゝあつたことも是等の判斷によつて決定されたものと思はれるのである。

かく推考するとき、樂市樂座設定の根據は商業の量的發達による所謂新儀商人の急激なる増加に應ずるものであるといひ得るであらう。戰國及び織豊時代は商工業就中商業の發達目覺ましく、戰國武士或は農民にして身を商賈に轉

じ各地に營造される城下町・門前町等に參するもの尠からず、多數の都市を發生せしめたことは顯着な事實である。天正十三四年の交安土町を舉町移轉せしめたといふ八幡町に鍛冶屋町爲心町元等二三の類族改帳を殘存し、夫々町内の各戸について先祖の出所を記してゐるのを見るに、近郊の村々から出てゐるのが大多數を占めてゐるのも注意すべき問題である。彼等は農民であつたのが新たに商人として轉向したものと爲し得るであつて、新興都市に樂市樂座の制令の發せられることを通有の現象とするのも當然であると首肯される。舊い都市に於いても商業の躍進によつて同様の事は或る程度まで云ひ得るのであり、秀吉事記に諸役を止め座を破ることに就いて「依之悦者多、悲者少、珍重」と記されたのはこの意味に於いて玩味すべき語句である。中世的小成に安んずる商人にとつては、諸役を免ぜられる恩典よりも、座を破られ自由競争の渦中に投げられることは悲しむべきであつたらうが、大多數の者は新興商人である故に自由なる商業への參加を喜んだのである。

要するに、商業の座は織豊時代に於いて、多くは打破されて、商業史上にも新時代を現出し、領主の特殊な保護によるもの、外は座を公稱するものなくなり、座に類似する結合があつたとしても、それは極めて潜在的なものとなつて了つたのである。

註 樂市樂座については、豊田武氏「近世初頭に於ける樂市樂座の意義」(歴史學研究二ノ二)及び寺尾宏二氏「京都に於ける座の問題」(經濟史研究十九ノ一)の卓れた論説があり、共に豊富な資料を以てこの問題をよく剖判された。吾人は商業の座の否定されたる土地に仲間の成立する過程を觀察するための序説として樂市樂座の持つ積極的な歴史的意義の方面を略述したのみである。

徳川時代は商業政策の上に前代を踏襲した。即ち幕府は特殊なものを除いて座を認めず、諸役を徴しない方針であったが、意味に於いては前代と餘程異なるものを展開して來た。それは一言にしていへば、極めて大まかにして自由性・進取性に富んでゐた所の「樂」の精神の消滅である。樂市・樂座・樂津・十樂などの用語がその姿を没し、都市に對する同様の掟の類も最早なくなるのも興味ある現象である。そしてこれに代はるものは事柄としては同じであつても精神としては異なる所の保守的精神であり、また商人の結合に對する法制的禁止である。樂の意義はかくて守舊的なものや禁令に置き換へられた。例へば元和八年八月京都町中を下された掟は「一、諸商賣之事、右諸國商人交易自他之便諸人之要用也、然者私之法を以て、多勢をくみし、起請文を書、不可致商賣、其身之意次第たるべし、愆而諸事結黨起請文を書事者、先規堅穢停止畢、今以非新儀之法」といつた風のものであり、慶安元年四月大阪町中への申渡にも「一、諸商賣事、右朱銀兩座之外種々座を定事先規より御停止たり、面々心次第賣買いたすへし」とあり、明暦三年七月江戸町中への觸には「諸商人賣物之値段相極賣買仕候由、此等之趣は旁以徒黨之様に相聞候間」云々といつてゐる。是等三都は町奉行を置き最も重んぜられた都市であるから、右の禁令は幕府の方針であること勿論である。これに新儀の否定と先規の尊重をいつてゐるのは織豊時代以來の社會の慣行を指すもので、先規を重んずることは徳川幕府政治の一特質を爲すものであるが、それと共に商人の結合を右の引用の如く徒黨の範疇に嵌込めてゐるのも注目すべく、徳

川時代的な類型化的傾向をこれに觀ることが出来る。徳川初期には日常生活に商業の喰入ること愈々深きに拘はらず商人を賤み、その私法を禁じ、封建の諸機構に參與する所なからしめ、賦課關係に於いては都市でさへ屋敷地に石高を立てるを常とし、それ以上の價值を殆ど省みず、商業は制度上私的なるものに止つた。これ前代には商人の地位が可成り認められ、城下町等では特に領主との關係が緊密であつたのと非常に矛盾するものである。商人の側でも亦、階級分化と四民の下位として賤視されて省みられなかつたことや、制度の總てが保守的因襲的となることを受けて、彼等自らを安定し守成的慾望を達成せむとする所の私的にして且つ自主的な狭い結合を作るに至るのであつた。是等に對して、幕府は政治上、治安維持上に役立つもの以外には右に擧げた引用の如く禁壓したけれども、其等の簇生し來るのは必然の勢であつた。始めにいつた如く、是等同業の結合にして中世の座から直接連續するものも存在したことはいふ迄もなく、殊に幕府の專業又は監督事業以外に地方によつて敦賀の米仲・茶仲兩座、米澤の米座など座を稱するものにその類が多いと考へられるが、江戸大阪其他織豊時代以後の新興都市では同業者の結合は新たに發生するものとせざるを得ないのである。然らば其等は如何なる名稱と形態とを以て起つて來たか。

徳川初期、同業者の結合にして座を公稱し得ないものは一般に仲間と稱した。その始源は私的かつ曖昧なもので、一都市内又はその一部の有志同業者が集つて自治的に營業法を申合せたり、同志外の營業の禁止等に働くものであつた。その機能は座と非常に似てゐるが、本所の保護を仰ぐなどのことなく、極めて自主的なものである點を異にする。仲間の文字自體がさういふ意味を持つてゐる。

「仲間」の文字は始めは「中間」と人偏のない中字を用ひるのが常である。蓋し「中」は後に出る「同中」の意で、村中・惣中・講中などの中と同じく差別を意識しない全體の概念を有し、これに人間・世間など相互の交際、關係を意味する「間」が結付いたものである。即ちこれ極めて素樸的な結合で、後にもいふが、その性質は成員の平等な資格によつて連り、その連絡が一つの全體乃至人格を構成せることにある。「仲間」は「中間」から轉じたもので仲は中に通ずるとしてよいと思ふ。是等の語句が用ひられるのは徳川初期からとすべく、商人に關係のない用法であるが、寛永十一年六月八日家光第三回の上洛に當り白書院に於いて、番頭物頭等一同に中渡された御上洛條々に「一、組頭無之輩は仲間として壹人宛殿中可相詰事」(東武要) (式十三)とあり、組頭のないものは仲間から一人詰めよといふので、仲間とは上下の組織を持たず、頭のない團體との意味を持つものであることを考へしめる。また商業上にも、單に同業者といふ意に解せられるものもあつて、正寶錄正保五年八月二十日の江戸町觸には町中諸商人の手代に隙を呉れる時には「仲間之商人中」へその旨を斷る様に命じてゐるのなどその例である。それが一方には非常にはつきりした結社の形に進んで來るので明暦三年九月の江戸町觸には「諸商人中ケ間一同之申合寄合等停止之事」(徳川禁令考五) (ノ三五二頁)といひ、「諸商人中ケ間一同之申合を仕置ひニ付、新規之商賣人中ケ間に入ひもの、或大分之禮金或ハ過分之振舞爲致故、商賣新規ニ企ひ者迷惑仕ひ、其上商物時としてしめうり致ひ由内々相聞ひ、并町中明キ棚有之所、家主才覺を以、棚借付ひ得ハ、店中ケ

間之もの一味仕、其棚ニ障を中、棚中ケ間と相對無之ものニハ棚からせ不申故、家主迷惑仕由其間い、自今以後一同之申合停止事」とあり、この禁止の中には後々公認される仲間の機能と少しも異ならないものが見られ、諸種の商業について仲間が餘程發達してゐたことが考へられる。

尤も何らかの治安や節度の維持に役立つものはその方面の利用のために認められる商業仲間もあつた。例へば寛永十九年大阪質屋・天満組質屋・攝河泉在々質屋が請文を以て連名を上り、仲間を認められた譯は盜難品更に盗人の摘發にあつたこと、正保二年三組古手屋仲間、古銅屋・古道具屋等の仲間の公認も、商人が盗人と共謀して營業した事實の曝露が動機となつてこれを取締るにあり、何れも同業者を監察し、且つ業者互に警保しあふ目的に出でゝゐる。其他廻船問屋・質屋・材木屋・十人兩替等割合早く何れも寛文迄に認められてゐる。江戸では仲間の公認は比較的遅く、慶安四年には湯屋を制限して鑑板を定め、萬治二年には仲間としてでなく、絹紬・木綿布・小間物・麻・蚊帳・紙帳を賣る商人に札を下して許可した(正寶錄)。元祿五年には町觸によつて質屋仲間が許され、質屋惣代三人が申付けられ、本石町三丁目に惣代會所を設け、仲間規則が定められ、市中の質屋は盡く仲間に加へられ、新規開業者希望者は惣代會所に出頭して、許可を受け、仲間帳に連判し、定書と看板を受取つて後開業することを得、また惣代料として仲間全員より給料を受けることも規定せられた。元祿十年には曆屋十一人に制限し、享保三年には江戸市中兩替屋六百人が吟味の上定められ、それ以上の増人を禁じてゐる例がある。十組問屋なども大體寛文頃に始まり、元祿になつて非常に判然としたものとなるが、是等は默認されてゐたものゝ、積極的に株仲間を許可されるといふ様なこと

はなかつた。

先にいつた徳川初期明暦頃既に江戸に多数の私的な成立を思はしめる迄に發達した仲間は、他の諸都市に於ても略同様見られるものであつたが、實例に就いて其等は如何なる起原を有し、如何なる性質を持つて如何なる事を行つてゐたであらうか。我等は此處に於いて商業仲間の異稱ともいふべき「ゑびす講」の存在に注目せねばならない。

仲間を公稱し得ないものが戎講の名を有したことは徳川初中期にある程度の普遍性を持つた事實で、就中上方地方にこれが著しい。蓋し神佛信仰を表面に掲げる講による結合は仲間が徒黨の範疇から脱し得る唯一の方法であつたであらう。「大阪市史」にその例を擧ぐるに承應二年に始まる千鯛商人の戎講、延寶七年漆商人による戎講、享保頃の仲買業者による戎講などが断片的に見られるが、實は商人の何らかの團結、殊に懇親の會合や賣出の催し等には、「ゑびす講」の語が換へ言葉の如くに用ひられた。西宮夷神は財寶の福神として足利時代頃には廣く信仰され、特に近世初頭よりは商人の神としての意味を強め來つたのであるが、戎講は必ずしも講員がこれに參拜することを條件として起されたものとは限らなかつた。

戎講は名を信仰に假借し乍ら、實は同業者の結社である。それも初めは單に懇親を目的とするものも多かつたと考へられるが、遂には所謂戎講中合として商業上の決議を爲し、團體の力を以て種々の行動を起すに至るのである。懇親の會食程度の戎講に起原し、それが遂に幕府の方針に反する様な仲間に發展した例として吾人は元祿時代まで天領であつた近江國八幡町に於ける蚊帳屋仲間及び江戸出店持衆による江戸ゑびす講を擧げて、説明を加へたいと思ふ。

四

徳川時代の八幡は蚊帳の製織を以て最も重要な生産業とした。麻絲を粗く織つて萌黄色に染めるのを特色とする蚊帳は八幡地方の創始であつて、近世に邊陲の庶民に至るまで遍く普及したそれは、實に近江蚊帳であつたのである。

原料の麻絲は主として越前に仰ぎ、これが問屋の手から、町内又は近郊の織屋たる商農家(盛時千餘戸あり)に渡され、織屋はこれを賃織して問屋に持參すると、問屋は蚊帳染専門の紺屋に廻して染めしめ、此處に完成せる布地を問屋が都會地に持てる出店に送つてそのまゝ又は仕立て、賣却したのである。是等の蚊帳屋問屋は仲間を組織して蚊屋仲間(當時蚊帳を蚊屋と書くが、以下は蚊帳屋仲間の語を用ひる)と稱した。従來蚊帳屋仲間は後年の由緒記録によつて寛永年間十三人の仲間を以て始つたといはれ、横井博士「日本商業史」などにもその旨記載され、それを引用したと思はれる論致などもあるが、後にいふ如くこの數字は享保のものである。

扱て近年私は仲間記録を搜索する中、西川甚五郎家に保管さるゝものゝ中に「(卯)うノ寛永拾六年霜月(十一日) 忍びすかう御帳」なる大和綴三綴より成る一冊の記録を發見した。これ仲間最古のもので、由緒に寛永結成の旨記せるは實にこの帳册に據れるものなるを知つた。その内容は寛永より享保に及び、仲間の會合と申合、勘定等を記してゐる。其の最初は蚊帳問屋十七軒が寛永十六年十一月十一日より毎月十一日夜持廻りて忍びす講なる懇親會を催す獻立の規約に始まる。

汁こんだての次第

一、毎月十一日ニ夕相つとめ可被申ひ事

一、にもの くしあわひ
いり子こほう 汁 御干魚

一、かうのもの くき

一、引物壺ッ 何にても

右之外さかな出申ひハ、過錢拾匁同中へ取申ひ、仍如件

一、しやうはん人ハ 右同前

一、夜食ハ うんどんか
そはなり

寛永拾六年霜月十一日

○以下列
名略ス

かくして毎月一回宛夕食を共にし、當番を講錢及講帳と共に順次に持廻るのである。順次の當番と所定の獻立の示す所は講員は全く平等の資格で列なることであり、極めて素樸的な團結とすべく、仲間成立の最初の根本精神が此處に見られる。これ、先に述べた組頭のない状態を仲間といつてゐるのと通ずるものといふべきである。但し、此處には未だ「中間」といふ語は用ひられて居らず、右の引用には「同中」となつてゐる。然し意味は中間と少しも異らないであらう。中間の語が當時普及しなかつたか、殊更忘まれたか何れかである。

この帳册が繰られる中、應て「蚊屋中間」の語が生れて來る。それは日付を缺いでゐるが承應三年正月頃のものであ

ること疑がない。併もそれは次の如く既に商業上の申合である。

蚊屋中間相定之事

一、江戸八幡町兩所ニ而蚊帳賣かけ申代銀不被相濟先ニ、内上ケニ銀取申間敷ひ、若ぬけいて少にても取申人有之
ひハ、爲過錢と、銀高百目ニ付銀三拾匁ツ、中間へ出シ可申事

一、蚊帳賣掛ケ之代銀少ニても不被濟人ニ、かや壹切もかたく賣申間敷ひ事

たとへハ江戸かやかいか可申と申來ひハ、中間へ斷、賣可申ひ、若中間へ無斷賣申ひハ、爲過錢と、蚊屋
壹切ニ付銀子拾匁ツ、中間へ出し可申事

一、江戸にてせり衆又ハわたや町衆かやのね濟不申ひニかや賣申ひハ、過錢右同前ニ中間へ出し可申ひ事

(次預)

承應三年
午ノ正月十八日 蚊屋之手形之文言之事

一、預り申蚊屋之事

かや何ほど

金銀何ほど

右あつまり申所實正也、此手かた次第ニ相濟シ可申ひ、 以上

如此手形取ひ而何方へも賣可申候、若手かた取不申賣ひハ、爲過錢蚊屋壹切ニ付銀五匁ツ、中間へ取可申ひ、
以上

これ掛賣の場合に損失を被らぬ對策を講じた申合であつて、内金を取る様な事をしないこと、賣掛代未済の者に重ねて掛賣せぬこと等々をいひ、續いて同時又は同じ頃の承應三年正月に掛賣に手形を取る決議をしたものである。右引用中特に注意すべきは第二條「たとへば」云々以下であり、中間員が緊密な連絡を取り、全體が一つのものとしての機能を發揮してゐるのを知るのである。

本帳冊はなほ承應四年二月四日付にて紺屋より謂れざる儀申懸けたので、六月晦迄は舊染賃により以降は値上を爲し、この約に反したもものから過錢として一切に付銀五匁を徴すること、元祿十年二月には講中十四軒に以後兄弟たりとも加へず、兄弟中にて講に加はるときは一同同意の上銀五枚を出して加入を認めること等の規約を記し、外數回に互つて種々の申合を爲してゐる。

仲間の人數は寛永で十七人、承應・元祿は共に十四人、それが正徳二年に二人を増して十六人、享保五年に三人退いて以來十三人となり、應て新組・新々組が成立するが、古組十三株は後々まで嚴守されてゐること仲間の諸種の記録に明らかである。

以上の過程によつて見るに、蚊帳屋間屋には元來同業者の結合が無かつたが、寛永十六年十一月に至り、始めてゑびす講なる信仰による形を標榜して仲間を成立させた、それが次第に商業仲間の性質を明瞭にし來り、承應頃からは營業上の申合等を記録するに至り、何時しかゑびす講の名は忘れられて専ら蚊帳屋仲間を稱するに至つたものであることが知られる。

かゝる發展形態は徳川初期に簇生する商業仲間の成立過程を考へる上に好箇の標本といふべきではなからうか。そして右は傳統の久しい商人の本場の例だけに、座の習慣の復古に通ずる性格なしとせず、近世に起る仲間の可成り早きものと爲し得るであらう。江戸に於ける仲間の機運などは上方や伊勢商人の刺戟によるものありと考へられ、萬治札を下されたといふ通町組・内店組(絹・木綿・布・小間物類を商ふ)の商人は東京諸問屋沿革志によれば京阪・勢州・江州の商人であり、同時の萬治二年四月九日の觸に蚊帳の商人も札を下し赦免されてゐるが、これは八幡商人の出店に對するものとすべく、共に彼等が早く仲間の様なものを有して町奉行に運動した結果であらう。なほ竹越與三郎日本經濟史に「最も古き問屋仲間」と題し、寛文四年の江戸材木商定を擧げてゐるに比すれば蚊帳屋仲間の承應は十年餘、寛永にて二十數年を遡ることになるのである。

要するに仲間の性質は中世に於ける座のそれと保守的にして内部に協動的、外部に排他的なる點に共通するものあり、座の精神なり、因習ともいふべきもの、近世への作用を認めるものであるが、同時に仲間は新たに徳川期に素樸的な形から發生し、右の作用をも受けて發展を遂げたとするものである。勿論座の殘存形態にして近世初中期以降仲間と改稱するものは別問題であることいふ迄もない。

五

次に考察したいのは同じ八幡町に於ける江戸出店持衆による「江戸ぶびす講」についてである。

これは現存の講帳(西川甚五郎家保管)によれば、慶安四年八月に始まるもので毎年二月八月の二回に講を相勤め、講衆の外に非衆が座敷に出るときは過錢として銀子壹枚を中間に出し、當番の者に差支があれば次々の者が勤むべきことを規定してゐる。講衆の列名を見るに、當時日本橋通に於いて疊表及蚊帳の商座を列べて其等の營業に江戸に殆んど獨占的な勢力を有した人々十人の名が記されてゐる。是等は八幡の主人名で出店では支配人名等による別の屋號人名を用ひてゐるから、八幡で催された講であることが判る。

彼等の江戸出店は麩て寛文頃から疊表の間屋たる表店組を組織し、大阪にも店を持つものあり、所謂江戸・大阪の十組間屋の一を構成するに至つてゐる。江坂間の廻船は屢々難船し、又は難船と稱して不法を行ふことあり、これが積方等につき取締の必要を痛感された。元祿七年諸間屋の有志會合し、(日本財政經濟史料三卷三七頁船積仲間の帳によれば、疊表間屋と小間物諸色間屋は全員參會してゐる)十組間屋は爾來非常に判然たる運携を以て菱垣廻船の積荷方を支配するに至るが、十組の中、表店組は綿店組・塗物店組・河岸組と共に四極印元と稱し、立會にて右廻船の船具船足を改め、烙印を押す等、面倒な十組の世話方ともいふべきものを引受け、その極印元たることは幕末に及んだ。十組の中でも必ずしも商勢上優位にあつたとも思へない表店が指導的立場を取つた理由は果して如何なる譯であらう。恐らくは、右の「江戸及び講」の名による仲間の結束が慶安又はもつと早くより存し、營業上の中合や廻船間屋の掣肘等を爲し、江戸出店も同様運携してゐた故に極印元に擧げられたものではないかと私考する。

現にこの簡単な講帳にも申合が記載され、始めて録せられる決議が荷物の船積方に關するものであることは興味に

値する。後年江阪に於いて問屋仲間の連繋を促進せしめたものは右の如く船屋との経緯であるが、此處にも大阪・江戸へ積出す第一の道程たる大津迄の船路が問題とされたのである。

船荷物積立やうふミ込切りニ積申定、就夫船持チ衆ヲ理リ被申、船賃上り申い

一、大津表荷 壹箇ニ付 銀四分

一、蚊屋荷 壹箇ニ付 銀五分

一、燈心荷 六メめ入ニ付 銀壹匁二分

一、同 三貫め入シ 銀六分

右之通りニ相究申い、然上ハ船之積立やうふミ込ノ板切りニ積立申はつニ相究申い、自然右之趣ノ荷かさ積申船いハ、船賃渡シ申間敷い、則其船ニハ以後迄荷物積不申い、此儀船持チ衆請相可申い、若船之義何角申分いハ、中間惣かゝりノ定ニ而い、右之船賃ハ出シ不申い、自然干水ニ付から船計通シ申候ハ、船頭衆ヲ理リ可有之い、其節ハ致見分右之船賃出シ可申い、以上

寛文拾三年丑ノ正月廿日

江戸ゑびす講は其後人数も増し、一に江戸中間とも稱するに至つた。元祿十五年からは陸路飛脚を以て貨物を運送するのに飛脚駄別銀とて駄別一匁宛飛脚より徴してこれを蓄積し、荷物紛失の際飛脚辨償の不足を駄別銀を以て補ふ一種の保険制度を行ひ、講の當番が會計を預り、仲間の提携を緊密にしてゐる。

江戸飛脚書駄別定

一、荷物壹駄ニ付壹匁宛江戸中間へ請取申定也、右者道中ニ而荷物紛失仕ひ節、飛脚相辨は不足銀之分ハ駄別銀を

以、爲可致指引也

○下略
勘定書

大體以上が「江戸急びす講帳」に記された概略である。十組問屋の起原を爲す商人の原初的な仲間が單なる懇親の會合から、次第に商業的意味を持つて來る過程を此處にも看取し得る。

六

以上によつて徳川初期に於ける私的な商業仲間の成立とその性質の進展に關する若干の事例の報告を終るのであるが、終りに株仲間を認許されなかつた大部分の仲間が徳川中期に入つて積極的に勸奨され公認されるに至る理由と過程とを附加し、以て結論としたいと思ふ。

仲間否認の理由は先規の尊重、商業の賤視、徒黨としての取扱等にあるが、是等は極めて素樸的な見解であり、深い根據に缺ける所があつた。こゝに幕府は商業や仲間に對し、次第に積極的關心を拂ふ様になるのは當然であつて、その政策の次第に轉換し來れる問題は次の如く考察される。

國內商業は、幕府の可成り強い無關心にも拘らず、徳川時代に入つて愈々發展に向ひ、幕府が無關心であればある程、それだけ強く封建制度とは別個の形を示して資本主義的なる構造を有し、商人に富力の集中を導くのであつた。

一般の生活程度向上は武士及び農民の固定的收入による生活を徒らに脅威するのみで、町人はこれに反比例して裕福となる。奢侈禁止はかゝる現象の防止策ではあるが、それは極めて消極的な方策といふべく、もつと積極的に町人を制壓し或は利用せねばならないのであつた。商業及び町人に對する種々な施政の必要を知るとき、仲間なる機關は爲政者に取つて非常に好都合の存在たることが注意された。寛文・元祿頃から仲間默認の傾向が著しくなつてゐるのもこの邊の事情を察せしめる。

仲間は徒黨的な弊害よりも、その性質は封建精神に合致し、またその制度を助長する様に利用し得るものである。即ち（一）仲間は凡ゆる意味に於いて保守的であつて、例へば規則を定め、競争を避け、新業者の出現を斥け、仲間員相互の共存を計る等の事を爲すのであるから、幕府施政の根本精神たる類型化的、固定化的傾向に一致するものであること。（二）商業の無統制は愈々資本主義的傾向を増大し、輕農的思想を導く故に、封建制度の維持には仲間の公認によつて、これを利用して、商業に制限や干渉を加へる必要があること。（三）封建制度の永續には適當に商業資本を凡ゆる意味で利用し、これと提携する要があり、それには仲間の承認が一方策であること。（四）商業の個別的なものに對する法制の施行には仲間を利用するのが簡便にしてかつ徹底的なること。例へば質屋に贓物の疑ある質入を注意させ、盜賊の發見に努めるべき町觸がよく出てゐるが、町役人を通じて町中全戸に觸れなくとも、町中の質屋を悉く仲間に加へ代表者を通じて觸れさせ、彼及び仲間全體に責任を持たせる方が目的を達し易い譯であること等である。

かくて、商業の政治への親近が導かれるれば、奉行や代官が町役人を支配する如く、仲間の代表たる年番・行事・年

寄・取締等を管することによつて、商業の組織をも封建制度の統制下に置くことが可能となる。先に挙げた元禄五年十一月江戸に質屋仲間を公認し、惣代を定め仲間員からその給料を徴し、事務を扱ふ惣代会所を設け、質屋の業務を統制する例は、仲間を町として扱ひ、惣代を名主乃至町代として取扱ふものといへる。かくして寶永頃には問屋仲間等に對し餘程保護的となつて來た。

享保六年五月の御觸書に、仲間のある商人の願は大勢罷出ることをせず、仲間の中三人位來る様にと命ぜられ、仲間の便宜が痛感されて來た事を思はせる。續いて同年十一月愈々江戸町中の凡ゆる商人職人に仲間を積極的に結成せしめる法命が出るに至つた。そして組合毎に月行事を立てる様に命ぜられたのは各仲間を一つの機關として爲政の對象に置く意であり、その徹底のため業者にして仲間に加はらないもの、絶無を期し、新業や休轉業を届出させた。また同月新規の品を巧出すを禁じ、發覺の時は仲間全體に過意申付け、月行事は別して入念に相糺し違犯なき様に命じてゐる。(日本財政經濟史料七〇七
五二—四頁三〇四七七頁)

仲間の公認は江戸のみならず、其他の諸都市等でも徳川中期頃盛に行はれた。然し私領などでは或は早く或は隨分後年に認められたりしたのも少くない。

さうして更に時代が降れば遂には運上冥加等として仲間から毎年所定額を徴し、或は御用金を下命するに至る。しかし冥加などは年貢と同時に上納するもの多く、年貢皆目録などにその例珍らしとしない。此處に於いてか、商業も封建經濟の機構に取入れられるに至つたものといふべきである。かういふ經濟的な意味での商業の利用は、何れも

徳川末期になつて著しく、江戸十組問屋の巨額の冥加上納も文化六年に始まる。領主・代官等への仲間からの年頭・八朔其他の祝儀は可成り古く遡るが、その額は僅少であつた。

この項に述べた所は徳川中・後期、仲間が全般的に許可されるに至つた意義と過程の概観であつて、いはゞ駄足を加へた譯であるが、これによつて初期の仲間の性質はより正しく理解されると思ふのである。